

# 広報車貸出規程

## 第1章 総則

### 第1条（規程の適用）

一般社団法人千葉県LPガス協会（以下「協会」という）はこの規程及び細則の定めるところにより、協会所有の自動車（以下「広報車」という）を協会支部並びに協会員に貸し出すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。

### 第2条（使用目的）

広報車の使用目的は、次のとおりとする。

- 保安啓発...LPガスの安全な使い方等を広く広報する。
- 犯罪防止...犯罪の起きにくい社会づくりに貢献する。

## 第2章 予約

### 第3条（予約の申込）

借受人は、広報車を借受けるにあたって、使用目的、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者を明示して予約の申込を行うこととします。

### 第4条（予約の変更・取消等）

予約を変更・取消す場合には、そのことが判明した時点で速やかに協会へ電話等により連絡するものとします。

## 第3章 使用

### 第5条（借受人の管理責任）

借受人又は運転者は、広報車の引渡を受けてから協会に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意をもって広報車を使用し、保管するものとします。

- 2 広報車使用中における道路交通法規違反等による責は、運転者が負うものとします。

### 第6条（日常点検整備）

借受人又は運転者は、使用中、借受けた広報車について、毎日使用する前に広報車備え付けの「広報車の日常点検チェック・シート」による日常点検整備を実施しなければならないものとします。

### 第7条（禁止行為）

借受人又は運転者は、予約時の使用目的以外には使用しないものとします。

#### 第8条（燃料の補充）

広報車を返還する際には、ガソリン並びにLPガスは満タンにすることとします。

#### 第9条（広報車使用料）

協会支部は、協会が定める広報車負担金を納入するものとします。また、協会員が個人での広報車使用料は、1日当たり3,000円とします。

### 第4章 返 還

#### 第10条（借受人の返還責任）

借受人は、広報車を借受期間満了時までには協会が指定する返還場所に返還するものとします。なお、借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内に広報車を返還することができないときは、直ちに協会に連絡し、協会の指示に従うものとします。

#### 第11条（広報車の確認等）

借受人は、協会立会いのもとに、広報車を通常の使用による劣化・摩耗を除き、引渡時の状態で返還するものとします。

#### 第12条（広報車が返還されなかった場合の措置）

協会は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、車両位置情報システムを利用し広報車の所在を確認するのに必要な措置等をとるものとします。

(1) 借受期間が満了したにもかかわらず協会の返還請求に応じないとき。

(2) 借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。

2 借受人は、前項各号に該当した場合の広報車探索及び回収に要した費用等を協会に支払うものとします。

### 第5章 故障・事故・盗難時の措置

#### 第13条（広報車の故障）

借受人又は運転者は、使用中に広報車の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、協会に連絡するとともに、協会の指示に従うものとします。

#### 第14条（事 故）

借受人又は運転者は、使用中に広報車にかかる事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに事故の状況等を協会に報告し、協会の指示に従うこと。

(2) 前号の指示に基づき広報車の修理を行う場合は、協会が認めた場合を除き、協会又は協会の指定する工場で行うこと。

- (3) 事故に関し協会及び協会が契約している保険会社の調査に協力し、協会及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
  - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め協会の承諾を受けること。
- 2 借受人又は運転者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。
  - 3 協会は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

#### 第15条（盗 難）

借受人又は運転者は、使用中に広報車の盗難が発生し、その他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄の警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を協会に報告し、協会の指示に従うこと。
- (3) 盗難・被害に関し協会及び協会が契約している保険会社の調査に協力し、協会及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

### 第6章 賠償及び補償

#### 第16条（借受人による賠償及び営業補償）

借受人又は運転者は、広報車の使用中に第三者又は協会に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、協会の責に帰すべき事由による場合を除きます。

#### 第17条（保 険）

借受人又は運転者が約款及び細則に基づく賠償責任を負うときは、協会が広報車について締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。

- (1) 対人補償 1名につき無制限
  - (2) 対物補償 1事故につき無制限
  - (3) 車両補償 1事故につき時価まで
  - (4) 人身傷害補償 1名につき5,000万円まで
- 2 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。
  - 3 協会が前項に定める借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに協会の支払額を協会に弁済するものとします。
  - 4 第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については、借受人が予め協会に免責補償料を支払ったときは協会の負担とします。但し、その免責補償料の支払いがないときは借受人又は運転者の負担とします。

附則 約款は、平成23年7月14日から施行します。

## 広報車利用申込書

平成 年 月 日

一般社団法人千葉県LPガス協会 宛

申込者： \_\_\_\_\_ 支部 ( \_\_\_\_\_ )

連絡先： \_\_\_\_\_

下記のとおり申し込みます。

### 記

使用目的	
借受開始日時	
借受場所	一般社団法人千葉県LPガス協会
返還日時	
返還場所	一般社団法人千葉県LPガス協会
運転予定者名	

以上